

広報

みずかみ

12
2007

NO. 431



福祉と文化のつどい (中学生コーラス)

(2~3頁に記事掲載)

水上村福祉と文化のつどい



国民健康保険の表彰

10月28日(日) 村民体育館において「水上村福祉と文化のつどい」が開催されました。

開会に先立ち各種表彰が行われ、国民健康保険の健康優良世帯6世帯、健康優良老人11人が表彰を受けられました。

開会式の後、ステージでは合唱やダンス、太極拳披露、歌謡ショーなどがあり、会場に集まった約500人の人たちは、歌を口ずさんだりとみんな一緒になって楽しんでいました。

また、会場には、陶芸や木工品等の展示販売や、小・中学校の書道や絵などの展示があり、会場を訪れた人たちは熱心に見学していました。



コール・ぷらなすによる合唱

湯山小学校4・5・6年生によるソーラン節



湯山小学校1・2・3年生による踊り
KUMAKOI六調子



生涯学習講座フラダンス教室
＜水上プアリリー＞の披露



Spashによる舞踏ショー



コミックジャグラー 坂東ひでおショー



西岡はるみ 歌謡ショー



岩野小学校4・5・6年生による鼓笛演奏



岩野小学校1・2・3年生によるサンパおてもやん



湯山保育所4・5歳児 うんとこどっこい祝い唄



大盛り上がりの会場風景



岩野保育所4・5歳児 江戸火消こ組出動

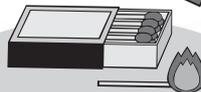
第20回水上村消防団ポンプ操法大会

11月11日(日)寒風が吹く中、湯山親水公園駐車場において、消防ポンプ操法大会が開催されました。小型ポンプの部に14チーム、自動車ポンプの部に2チームが出場し、「きびきび」とした動きがみられました。優勝した湯山覚井班、古屋敷班はいずれも連覇を達成し、来年8月に行われる郡大会へ出場します。

大会の結果は以下のとおりです。

小型ポンプの部	優勝	湯山覚井班
	準優勝	北目班
	3位	宮田班
自動車ポンプの部	優勝	古屋敷班

火の用心



自動車ポンプの部 優勝：古屋敷班



湯山覚井班の様子



小型ポンプの部 優勝：湯山覚井班

第59回人権週間

平成19年12月4日(火)~10日(月)

「世界人権宣言」は、基本的人権及び事由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々との達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

法務省及び全国人権擁護員連合会では、従来から、「世界人権宣言」採択の日の12月10日「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日(火)から12月10日(月)までを「第59回人権週間」として、特設人権相談所の開設のほか、各種啓発行事を実施することとしています。

【特設人権相談所の開設】

熊本地方法務局人吉支局及び人吉人権擁護委員協議会におきましては、この人権週間中に、次のとおり特設人権相談所を開設いたします。

人権問題等でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で、固く秘密は守られます。

相談日時: 12月6日

午前10時~午後3時まで

場 所: 岩野公民館



~人権擁護委員はあなたの相談相手です~

人権擁護委員の仕事は

- ・みなさんの人権が侵されないように監視すること
 - ・もし、人権を侵された人がいた場合には、相談相手になって救済すること
 - ・人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発に努めること
- などです。

人権擁護委員は、いつでもあなたの相談に応じてくれます。

・深水 央 水上村岩野宮田 ・田代 晴美 水上村湯山馬場
平成19年10月1日付けをもって法務大臣から人権擁護委員の委嘱命令がされ、再任(3期目)となる田代晴美さんの委嘱状交付式がおこなわれました。

元監査委員 井浦 守氏 総務大臣表彰受賞!

平成19年11月14日、地方自治法施行60周年を記念して監査事務功労者に贈られる総務大臣表彰の伝達式が役場応接室において行われました。

元監査委員 井浦 守氏(湯山馬場)は昭和62年から通算12年、本村の監査委員として村の財政管理、事業の経営管理、行政運営に関し、常に公正普遍の態度をもって監査にあたられ、本村の健全財政の確立のため適切な指導を行われました。その間、議会議員としても3期12年、地方自治の発展に多大な貢献をされております。

当日は、成尾村長から表彰状の伝達、併せて村からは記念品が贈られました。表彰状を伝達され井浦氏は「今回の受賞を光栄に思い、深く感謝いたします。」と御礼の言葉を述べられました。

【在任期間】

昭和62年5月1日~平成3年4月30日 議会選出監査委員

平成3年5月1日~平成7年4月30日 議会選出監査委員

平成11年6月17日~平成15年6月16日 代表監査委員(学識経験者)

【賞罰】

平成7年3月29日 熊本県町村監査委員表彰(熊本県町村監査委員協議会)

平成11年9月1日 全国町村監査委員功労者表彰(全国町村監査委員協議会)



成尾村長から伝達を受ける井浦氏(左)

石倉にピアノ寄贈!

今年4月にリニューアルオープンした湯山地区にある「石倉交流施設」にアップライトピアノが寄贈されました。

寄贈者は、水上村大字岩野出身の香川美穂子さん(旧姓:鳥井)。

旧家にあるピアノを是非「石倉」に使って下さいと、10月22日に搬入後、調律と磨きを終え寄贈されました。今回の寄贈に対し心より感謝申し上げます。



ピアノの寄贈によせて

香川 美穂子

長い間誰からも忘れ去られ、ひっそりと洋間に置かれていた私のピアノが、新装になった石倉に置いていただける事になり、本当に嬉しく思っています。

幼い頃から夏休みになると兄と共に祖父の下に送り込まれ、普段と全く違った環境の岩野で一ヶ月間過ごしました。朝起きると神棚と仏壇に手を合わせその後祖父に挨拶。神様のお下がりのご飯を取り合って1日が始まりました。セミの声や轟々と流れる川の音を1日中耳元に感じ、暑い1日を何するでもなく暮らし、夕暮れ時には家々から上がる炊事の煙を見ては両親を想い、本当に長い長い夏休みでした。でも今は、とても懐かしいふるさとです。その故郷の皆さんにこのピアノがお役に立てればとても嬉しいです。1年生の終わり頃からピアノを始めた為、夏休みには岩野小学校のピアノをお借りして練習させていただきました。あの頃「ウオータローの戦い」を弾いておられた方はお元気でしょうか?もう70歳以上になっておられるのでは?練習に付いて来てくれた父が「上手いね、何て言う曲ね?」と尋ねていたのをとても懐かしく思い出します。古いピアノですが、どうぞ可愛がって楽しんで下さい。



収穫だ！学校田稲刈り・稲こぎ

in 岩野小学校
湯山小学校

【十月五日】 岩野小稲刈り



岩野小学校五、六年生二十九人は、岩野小学校近くの圃場において、青壮年部と学校田稲刈りを行いました。刈った稲をわらで結ぶのにはみんな悪戦苦闘の様子です。この日はバインダーを実際に児童が体験する機会もあり、初めての体験に感動の声も聞かれました。



【十月十五日】 湯山小稲刈り



湯山小学校三、六年生三十四人と青壮年部とで、今年も学校田稲刈りが行われました。美しく実った稲を手刈りしていく姿はとても様になっています。皆、両腕いっぱい稲を担いで倒れそう。「かゆいけど楽しい！」と、笑顔が絶えない稲刈りになりました。



【十月二十六日】 湯山小稲こぎ

きれいな秋晴れの下、湯山小学校運動場入り口で今年も稲こぎが行われました。ハーベスタの後ろに列を作り、今か今かと順番を待っている表情が印象的です。収穫祭では児童たちのがんばりの分おいしいお餅が出来上がることでしよう。



【十一月五日】 岩野小稲こぎ

待ちに待った稲こぎも、あいにくの雨となってしまいました。校舎と体育館の通路を利用しての稲こぎ開始です。今や懐かしい千羽こぎ、足踏み脱穀機が登場し、昔ながらの作業を体験しました。みるからに手作業は大変です。しかし、終わったらまた列の後ろに並び、何度も挑戦。子供は本当に積極的です。



湯山小学校二コース



学習で取り組んでいる「和太鼓」の様子、そして、五年生の国語、六年生の家庭科の授業をご覧いただきました。



湯山小学校では、十一月一日の「くまもと教育の日」に関連して、地域授業参観を実施しました。

これは、地域の方々にも学校の様子、子ども達の様子を広く知っていただければと昨年度から実施しています。

今年も地域の方や湯山保育所の園児のみなさんなど、多くの方が来校され、一、二年生の生活科の学習「秋フェスタ」や三、四年生が総合的な

十一月三日から四日にかけて実施された「全国緑の少年団活動発表大会」と「全国育樹祭」に湯山小学校から代表二名が参加しました。活動発表大会では、全国各地から選ばれた五つの少年団の活動報告を聞き、これからの湯山小学校緑の少年団の活動に活かしていきたいと思えました。



財政事情の公表について

(平成19年11月1日告示)

1. 平成19年度第2四半期までの歳入歳出の状況

(1) 一般会計〔平成18年度からの繰越明許費を含む〕

〔1〕歳入

(単位：円)

款 別	予 算 額 (A)	収 入 済 額 (B)			収入未済額 (A) - (B)	収 納 率 (%)
		第1四半期	第2四半期	計		
1 村 税	244,088,000	63,466,759	69,344,127	132,810,886	111,277,114	54.41
2 地 方 譲 与 税	49,000,000		14,432,000	14,432,000	34,568,000	29.45
3 利 子 割 交 付 金	500,000		254,000	254,000	246,000	50.80
4 配 当 割 交 付 金	200,000		229,000	229,000	29,000	114.50
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000				100,000	0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	20,000,000	5,207,000	7,209,000	12,416,000	7,584,000	62.08
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	16,000,000		4,853,000	4,853,000	11,147,000	30.33
8 地 方 特 例 交 付 金	1,904,000	878,000	1,026,000	1,904,000		100.00
9 地 方 交 付 税	1,163,408,000	584,450,000	328,836,000	913,286,000	250,122,000	78.50
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	950,000		549,000	549,000	401,000	57.79
11 分 担 金 及 び 負 担 金	32,282,000	5,478,808	5,712,770	11,191,578	21,090,422	34.67
12 使 用 料 及 び 手 数 料	22,720,000	5,201,036	5,054,955	10,255,991	12,464,009	45.14
13 国 庫 支 出 金	113,309,000	2,794,000	3,940,105	6,734,105	106,574,895	5.94
14 県 支 出 金	117,033,000	1,725,000	3,171,558	4,896,558	112,136,442	4.18
15 財 産 収 入	7,769,000	265,926	5,012,973	5,278,899	2,490,101	67.95
16 寄 附 金	3,000				3,000	0
17 繰 入 金	18,091,000	1,850,000	2,386,783	4,236,783	13,854,217	23.42
18 繰 越 金	176,357,000	266,605,563		266,605,563	90,248,563	151.17
19 諸 収 入	45,745,000	1,665,955	2,326,282	3,992,237	41,752,763	8.73
20 村 債	191,801,000				191,801,000	0
歳 入 合 計	2,221,260,000	939,588,047	454,337,553	1,393,925,600	827,334,400	62.75

〔2〕歳出

(単位：円)

款 別	予 算 額 (A)	支 出 済 額 (B)			差引残額 (A) - (B)	執 行 率 (%)
		第1四半期	第2四半期	計		
1 議 会 費	59,093,000	15,337,872	19,073,106	34,410,978	24,682,022	58.23
2 総 務 費	306,146,000	70,472,653	95,289,945	165,762,598	140,383,402	54.14
3 民 生 費	355,786,000	133,485,063	67,858,662	201,343,725	154,442,275	56.59
4 衛 生 費	140,590,000	30,781,794	43,550,176	74,331,970	66,258,030	52.87
5 労 働 費	1,000				1,000	0
6 農 林 水 産 業 費	258,023,000	70,261,402	34,778,838	105,040,240	152,982,760	40.71
7 商 工 費	79,556,000	30,564,397	25,546,690	56,111,087	23,444,913	70.53
8 土 木 費	249,914,000	78,648,196	34,752,677	113,400,873	136,513,127	45.38
9 消 防 費	78,037,000	33,284,018	28,733,621	62,017,639	16,019,361	79.47
10 教 育 費	201,718,000	43,682,117	62,881,425	106,563,542	95,154,458	52.83
11 災 害 復 旧 費	62,155,000	4,627,843	4,727,981	9,355,824	52,799,176	15.05
12 公 債 費	425,239,000		131,984,371	131,984,371	293,254,629	31.04
13 諸 支 出 金	2,000				2,000	0
14 予 備 費	5,000,000				5,000,000	0
歳 出 合 計	2,221,260,000	511,145,355	549,177,492	1,060,322,847	1,160,937,153	47.74

(2) 平成19年度水上村会計別第2四半期までの収納支出額総括表

(単位：円)

会計別	区分	予算現額	収納 or 支出額	予算現額に対する 収納・支出残額 (繰越明許費を含む)	予算現額 に対する 収納支出 の比率
一般会計	歳入	2,221,260,000	1,393,925,600	827,334,400	62.75
	歳出	2,221,260,000	1,060,322,847	1,160,937,153	47.74
	歳入歳出差引残額		333,602,753		
国民健康保険特別会計	歳入	367,410,000	162,189,895	205,220,105	44.14
	歳出	367,410,000	148,332,545	219,077,455	40.37
	歳入歳出差引残額		13,857,350		
老人保健特別会計	歳入	415,039,000	205,981,922	209,057,078	49.63
	歳出	415,039,000	165,540,209	249,498,791	39.89
	歳入歳出差引残額		40,441,713		
簡易水道事業特別会計	歳入	48,940,000	31,673,412	17,266,588	64.72
	歳出	48,940,000	20,893,346	28,046,654	42.69
	歳入歳出差引残額		10,780,066		
農業集落排水事業特別会計	歳入	63,320,000	54,166,096	9,153,904	85.54
	歳出	63,320,000	25,672,044	37,647,956	40.54
	歳入歳出差引残額		28,494,052		
下水道事業特別会計	歳入	64,150,000	56,127,456	8,022,544	87.49
	歳出	64,150,000	30,698,766	33,451,234	47.85
	歳入歳出差引残額		25,428,690		
介護保険特別会計	歳入	228,967,000	132,132,888	96,834,112	57.71
	歳出	228,967,000	87,364,641	141,602,359	38.16
	歳入歳出差引残額		44,768,247		
林業集落排水事業特別会計	歳入	7,730,000	7,210,700	519,300	93.28
	歳出	7,730,000	3,503,842	4,226,158	45.33
	歳入歳出差引残額		3,706,858		
総計	歳入	3,416,816,000	2,043,407,969	1,373,408,031	59.80
	歳出	3,416,816,000	1,542,328,240	1,874,487,760	45.14
	歳入歳出差引残額		501,079,729		

[平成18年度からの繰越明許費を含む]

3. 公有財産の状況

(1) 土地及び建物 平成19年9月末現在

区 分		土地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	
公 有 財 産	本 庁 舎	6,111.8	1,673.2	
	その他の施設	9,750.0	4,173.4	
	学 校	49,231.3	15,434.1	
	公 営 住 宅	24,483.6	6,681.2	
	公 園	71,124.4		
	その他の施設	23,186.9	3,660.9	
	山 林	490,812.0		
	計	674,700.0	31,622.8	
	財 産 普 通	公 園	99,815.4	3,148.7
	その他の施設	37,145.7	6,762.9	
山 林	10,197,603.8			
その他の土地	1,277,384.6			
計	11,611,949.5	9,911.6		
合 計	12,286,649.5	41,534.4		

2. 住民1人当りの村税負担額 (単位:円)

税 目	細 別	平成17年度	平成18年度	平成19年度
村 民 税		13,540	15,861	18,936
固 定 資 産 税	九電分除く	22,945	21,378	21,531
	九電分含む	41,747	52,170	51,653
軽自動車税		2,229	2,328	2,331
たばこ税		3,373	3,204	3,166
国民健康保険税		29,510	26,469	28,598

(2) 公用自動車

平成19年9月末現在

用 途 別	台数	備 考 (左の内訳)
連 絡 車	14	議会事務局1、総務課3、税務課2、企画観光課1、住民福祉課1、経済課2、建設課2、教育課2
貨 物 車	4	総務課(ワゴン車)1、住民福祉課(水道車)1、企画観光課(軽トラック)1、税務課(軽トラック)1
特 殊 車 輛	1	企画観光課(高所作業車)1
保 健 指 導 車	1	住民福祉課1
マイマロバス	2	総務課1、教育課1
ス ク ー ル バ ス	3	教育課3
給 食 車	1	教育課1
緊 急 自 動 車	16	消防車2、積載車14
計	42	
連 絡 車	3	(株)みずかみ、(軽トラック1含む)
連 絡 車	4	社会福祉協議会(ヘルパー車3台含む)
介 護 移 送 車	6	社会福祉協議会(入浴介護車1台含む)
計	13	
合 計	55	

4. 村債及び一時借入金の現在高

(1) 村債

平成19年9月末現在 (単位:千円)

借 入 先	平成18年度末現在額	平成19年度借入額	平成19年度償還額	差引現在額
1. 政 府 資 金	4,103,227	0	191,967	3,911,260
内 財 政 融 資 資 金	2,835,609	0	130,734	2,704,875
訳 簡 保 資 金 等	1,267,618	0	61,233	1,206,385
2. 公 営 企 業 金 融 公 庫	641,263	0	14,851	626,412
3. 熊 本 県	0	0	0	0
4. 肥 後 銀 行 他	229,954	0	13,941	216,013
合 計	4,974,444	0	220,759	4,753,685

(2) 一時借入金の現在高

一 時 借 入 金	0	平成19年9月末現在
-----------	---	------------

5. 基金会計の残高

(単位：円)

基金名	平成19年3月末 現在高	平成19年度中増減額		平成19年9月末 現在高
		歳入額	歳出額	
財政調製基金	990,385,307	1,985,372		992,370,679
減債基金	291,392,173	80,693,419		372,085,592
国民健康保険 療養給付基金	255,942,489	523,244		256,465,733
ふるさと創 生事業基金	135,147,940	202,166		135,350,106
いきいき人 づくり基金	83,748,131	20,150,921		103,899,052
老人福祉対 策事業基金	82,888,907	169,456		83,058,363
桜オーナー事業基金	13,380,000	0	1,870,000	11,510,000
高額療養費貸付基金	1,597,110	3,265		1,600,375
土地開発基金	79,898,233	163,342		80,061,575
古川地域開発基金	37,619,739	76,909	2,366,783	35,329,865
簡易水道事業基金	2,395,027	4,896		2,399,923
林道事業に 関する基金	263,870	539		264,409
湯前線対策基金	3,481,037	7,116		3,488,153
中山間地ふるさと・ 水と土保全基金	3,613,050	7,386		3,620,436
被災家屋復旧 資金貸与基金	3,889,981	7,952		3,897,933
本野地域開発基金	2,654,686	3,309		2,657,995
交通安全対策 事業基金	2,026,292	2,098		2,028,390
産業後継者育成奨 励学金貸与基金	5,400,000			5,400,000
奨学資金貸与基金	7,617,000	2,845,000	1,980,000	8,482,000
介護給付費準備基金	15,245,559	31,167		15,276,726
下水道事業基金	25,023,804	1,724,620		26,748,424
合計	2,043,610,335	108,602,177	6,216,783	2,145,995,729

水上村臨時議会

平成19年第5回臨時議会が10月29日に開会され、平成18年度の一般会計ほか、特別会計7件の決算認定8議案が提出されましたが、全議案とも認定されませんでした。

6. 平成18年度歳入歳出決算額について

(1) 一般会計

[1] 歳入

(単位：円)

款別	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額 (D)	収入未済額 B - (C + D)	収納率 (C ÷ B)
1 村 税	240,560,000	244,765,344	243,615,359	82,650	1,067,335	99.5
2 地方譲与税	63,098,000	66,365,557	66,365,557	0	0	100.0
3 利子割交付金	500,000	498,000	498,000	0	0	100.0
4 配当割交付金	50,000	302,000	302,000	0	0	100.0
5 株式等譲渡所得割交付金	1,000	251,000	251,000	0	0	100.0
6 地方消費税交付金	20,000,000	21,759,000	21,759,000	0	0	100.0
7 自動車取得税交付金	15,500,000	17,162,000	17,162,000	0	0	100.0
8 地方特例交付金	4,645,000	3,948,000	3,948,000	0	0	100.0
9 地方交付税	1,213,383,000	1,312,298,000	1,312,298,000	0	0	100.0
10 交通安全対策特別交付金	950,000	975,000	975,000	0	0	100.0
11 分担金及び負担金	37,075,000	41,153,507	37,892,843	1,327,200	1,933,464	92.1
12 使用料及び手数料	22,558,000	24,706,270	23,119,170	0	1,587,100	93.6
13 国庫支出金	238,217,000	224,525,848	224,525,848	0	0	100.0
14 県支出金	182,614,000	183,020,737	183,020,737	0	0	100.0
15 財産収入	5,399,000	7,791,554	7,011,554	0	780,000	90.0
16 寄附金	503,000	508,000	508,000	0	0	100.0
17 繰入金	13,034,000	13,026,884	13,026,884	0	0	100.0
18 繰越金	188,684,000	252,203,840	252,203,840	0	0	100.0
19 諸収入	33,354,000	61,564,261	61,564,261	0	0	100.0
20 村債	213,400,000	210,800,000	210,800,000	0	0	100.0
歳入合計	2,493,525,000	2,687,624,802	2,680,847,053	1,409,850	5,367,899	99.7

〔2〕歳出

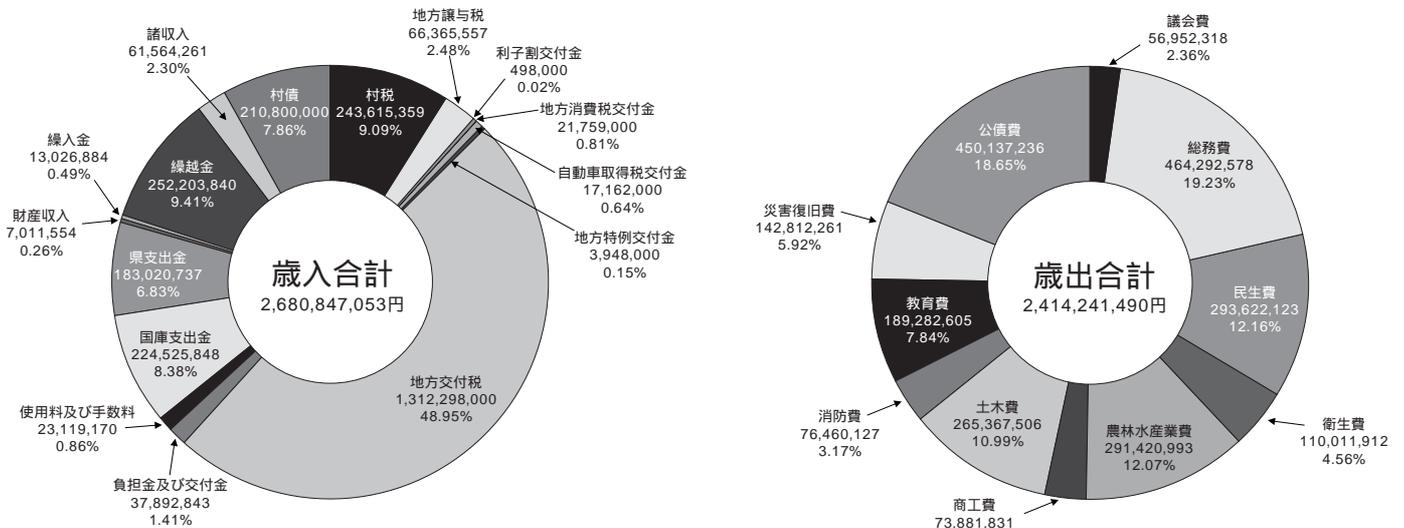
(単位:円)

款 別	予 算 額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 (B ÷ A)%
1 議 会 費	57,673,000	56,952,318	0	720,682	98.8
2 総 務 費	472,048,000	464,292,578	0	7,755,422	98.4
3 民 生 費	309,715,000	293,622,123	0	16,092,877	94.8
4 衛 生 費	111,275,000	110,011,912	0	1,263,088	98.9
5 労 働 費	1,000	0	0	1,000	0.0
6 農 林 水 産 業 費	295,280,000	291,420,993	0	3,859,007	98.7
7 商 工 費	75,389,000	73,881,831	0	1,507,169	98.0
8 土 木 費	285,388,000	265,367,506	16,900,000	3,120,494	93.0
9 消 防 費	78,379,000	76,460,127	0	1,918,873	97.6
10 教 育 費	196,159,000	189,282,605	0	6,876,395	96.5
11 災 害 復 旧 費	157,078,000	142,812,261	13,050,000	1,215,739	90.9
12 公 債 費	450,138,000	450,137,236	0	764	100.0
13 諸 支 出 金	2,000	0	0	2,000	0.0
14 予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	0.0
歳 出 合 計	2,493,525,000	2,414,241,490	29,950,000	49,333,510	96.8

平成 18 年度歳入歳出表

〔一般会計〕

(単位:千円)



(2) 平成 18 年度水上村会計別決算総括表

(単位:千円)

会 計 別	歳入歳出 予算現額 (A)	決 算 額			翌年度へ繰越 すべき財源(E) (繰越明許分)	実 質 収 支 (D)-(E)	執 行 率	
		歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	差引残額 (B)-(C)=(D)			歳 入 (B)/(A)	歳 出 (C)/(A)
一 般 会 計	2,493,525,000	2,680,847,053	2,414,241,490	266,605,563	16,942,000	249,663,563	107.5	96.8
国民健康保険特別会計	343,773,000	372,860,401	323,151,971	49,708,430	0	49,708,430	108.5	94.0
老人保健特別会計	417,666,000	407,160,231	405,898,429	1,261,802	0	1,261,802	97.5	97.2
簡易水道特別会計	48,489,000	50,012,869	47,362,976	2,649,893	0	2,649,893	103.1	97.7
農業集落排水事業特別会計	57,750,000	57,144,745	57,144,745	0	0	0	99.0	99.0
下水道事業特別会計	61,819,000	61,524,610	61,524,610	0	0	0	99.5	99.5
介護保険特別会計	225,334,000	232,626,303	202,538,682	30,087,621	814,000	29,273,621	103.2	89.9
林業集落排水事業特別会計	6,880,000	6,789,751	6,789,751	0	0	0	98.7	98.7
総 合 計	3,655,236,000	3,868,965,963	3,518,652,654	350,313,309	17,756,000	332,557,309	105.9	96.3



国民年金の請求の手続き



すべての年金は、受けられる資格があっても、自分で請求しないと受けられません。この手続きを『裁定請求』といいます。裁定請求の提出先には、社会保険事務所へ提出する場合と市町村等に提出する場合があります。

次のような場合は、市町村の国民年金担当係で手続きをしてください。

市町村の国民年金担当係でできる裁定請求

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間等を含む）が原則として二十五年以上ある方が六十五歳になつてから受けられます。

【手続きできる方は】

国民年金の加入が第1号保険者期間のみの方

障害基礎年金

国民年金加入中（または老齢基礎年金を受給していない六十歳以上六十五歳未満で国内在中）や二十歳前の病气やけがによって、障害等級表（1級・2級）で定める障害の状態になつた方が受けられます。

障害者手帳等の等級とは基準が違います。

【手続きできる方は】

第1号被保険者期間等に初診日（病气やけがが初めて医師の診療を受けた日）がある方

遺族基礎年金

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格（原則二十五年）を満たした方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に、子が十八歳に達する年度末になるまで（1級・2級の障害の状態にある子の場合は二十歳になるまで）受けられます。

障害者手帳等の等級とは基準が違います。

【手続きできる方は】

第1号被保険者期間中に死亡した方の遺族で上記の条件に該当する遺族の方

（注）死亡日において第1号被保険者であった場合でも、同時に遺族厚生（共済）年金を受給される場合は、請求先が社会保険事務所となります。

寡婦年金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）期間のみで、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が二十五年以上ある方が何の年金も受けずに亡くなったときに妻が六十歳から六十五歳になるまでの間に受けられます。

若年者納付猶予期間、学生納付特例期間は含まれません。

【手続きできる方は】

婚姻期間が十年以上ある妻。

死亡一時金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として国民年金保険料を三十六月（三年）以上納めている方が年金を受けずに亡くなったときに受けられる一時金です。

【手続きできる方は】

亡くなった方と生計を同一にしている遺族の方

未支給年金

年金は受けている方が死亡した月分まで支払われます。亡くなった方に支払われるはずの年金が残っているときに受けられます。

【手続きできる方は】

亡くなった方と生計を同一にしている遺族の方

年金が受けられる遺族の方には順番があります。

（注）年金の種類によって手続きが社会保険事務所になる場合があります。

お問い合わせ先

水上村役場住民福祉課

四四一〇三二三（直通）

八代社会保険事務所

〇九六五一三五六一二一五

社会保険庁ホームページ

(<http://www.sia.go.jp/>)

高齢者医療制度の見直しについて

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

なお、今後、正式に内容が固まった段階で改めてお知らせさせていただきます。

一 七十歳～七十四歳の方注1）の窓口負担について

高齢受給者証をお持ちの方
平成二十年四月から平成二十一年三月までの一年間、窓口負担が1割注2）に据え置かれます。

（注1）既に三割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方（老人医療受給者証をお持ちの方は除きます）

（注2）昨年の制度改正では、七十～七十四歳の方の窓口負担については、平成二十年四月から二割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。
正式に決定されれば、三月に新たな高齢受給者証を再発行させていただきます。

二 後期高齢者医療制度における七十五歳以上の被扶養者の保険料について
平成二十年四月から九月までの

六か月間は無料となり、平成二十年十月から平成二十一年三月までの六か月間は、頭割保険料額（被保険者均等割）が九割減額された額となります。

対象者

七十五歳以上の方注1）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成二十年三月三十一日又は七十五歳の誕生日の前日）において被用者保険注2）、注3）の被扶養者になつている方

（注1）六十五歳～七十四歳で一定の障害認定（老人医療受給者証をお持ちの方）も含まれます。

（注2）政府管掌健康保険、企業の健康保険、公務員の共済組合等いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

（注3）昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となつた日の属する月から二年間、被保険者均等割を五割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

お問い合わせは、住民福祉課 老人医療係（四四一〇三二三）までお願いします。

株式会社「みずかみ」

平成十八年度

(第五期)

経営状況報告

株式会社みずかみの定時株主総会が開催され、提出された議案が承認されましたので、平成十八年六月一日から平成十九年五月三十一日までの経営状況などについて、村民の皆様にご報告いたします。

今後地域に貢献できる会社を目指して努力して参りますので、皆様方のご協力とご支援をよろしく願っています。

株式会社みずかみ
代表取締役社長 成尾政紀

平成十八年度

第五期事業報告

(平成十八年六月一日)
平成十九年五月三十一日)

【第五期の総括】

平成18年度は、天候に大きく左右された年でした。
夏休み商戦は、長梅雨(8/8~7/26)と集中豪雨による売上ダウン。年間最大ピークの桜商戦は、ピークの週末が2週続けて天気が崩れ、また低温傾向で3/10~22の期間の平均最高気温は132、

後半戦も152と肌寒く、盛り上がりには欠けました。ゴールデンウィーク商戦は、3日連続の大雨と、天気に泣かされた18年度でした。

その中であつて、平常月の9月から2月までの半年間は、前年比120%と健闘しましたが、ピーク時の売上指数が高く、不足分をカバーするまでには至りませんでした。結果、売上高は101.4%と微増に終わりました。

損益分岐点を考えると、売上高は126,000千円必要であり、今期は前年比105%を目標に推進したいと考えています。

歯止めとしては、相乗積(マージンミックス)を考えたバランス経営と経費のコントロールによる施設運営を行い、天気に左右されない強い企業体質へ改革しなければいけません。

以上を踏まえ、19年度は、施設ごとの特徴をさらに生かし、営業活動範囲の拡大、各施設を巻き込んだ営業推進。そして、会社の基本方針である「みんなが主役、全員参画の経営」、「5Sの徹底」、「独立採算性」の運営により、黒字経営の会社。そして、地域に貢献できる会社を目指し、努力いたします。

【主な事業内容】

- 6月1日 株式会社みずかみ 第5期スタート
熊本県高校総体・市房山キャンプ場宿泊(～3日、8校計50名)
九州大学宮崎演習林「森林教室」参加
- 4日 木登り体験「ツリーイング(市房山キャンプ場テントサイト一帯)
- 11日 第15回取締役会
- 12日 第3回研修旅行(～15日、門司・下関方面)
- 17日 熊本市・新市街アーケード出張販売(～18日)
- 28日 阿蘇・西原村研修(そうめん流し)
- 29日 ゆめタウン八代出張販売(～7月2日、人吉球磨7団体共同イベント)
- 7月1日 元湯入浴スタンプカード発行
5日 物産館出荷協議会研修(道の駅たるみず他)
- 7日 各施設「七夕飾りコンクール」
- 12日 湯山温泉旅館組合総会
- 15日 市房山キャンプ場そうめん流し・マス釣りばりオープン
- 22日 ㈱みずかみ3周年記念イベント(～23日)
土曜夜市(22日)、日曜朝市(23日)
- 8月3日 山の幸館11周年記念セール(～6日)
- 6日 第4回定時株主総会
- 12日 白水公園出張販売(～お盆期間中)
山江サービスエリア出張販売(～14日)
- 23日 鶴屋百貨店出張販売(～29日)
- 9月3日 ブラックバス釣り大会(九州バス連盟、48名)
- 16日 岩野川内彼岸花の里出張販売(～18日、23日、24日)
- 18日 元湯「敬老の日」お年寄り無料開放
- 20日 鶴屋百貨店出張販売(～26日)
- 29日 ゆめタウンサンビアン出張販売(10月1日)
- 10月11日 びぶれす熊日広場出張販売(～12日)
- 14日 くまもとお城まつり出張販売(～15日)
- 21日 熊本県農業公園「バラまつり」出張販売(～22日)
- 22日 水上村商工会青年部「えびす祭り」出張販売
- 26日 熊本NTT物産展出張販売(～27日)
- 27日 びぶれす熊日広場出張販売
- 28日 熊本県農業公園「うまかもんフェア」出張販売(～29日)
- 29日 水上村「福祉と文化のつどい」出張販売
- 11月1日 水の上の学校 ログハウスづくり・宿泊受け入れ(～5日、キャンプ場)
- 3日 白水公園出張販売(土日・祝祭日)
- 11日 秋の市房親子自然塾(～12日、市房山・キャンプ場一帯)
熊本県農業公園「農業フェア」出張販売(～12日)
- 16日 びぶれす熊日広場出張販売(～17日)
- 18日 山の幸館「新そばまつり」(～19日)
- 19日 湯山高城公園「農林業祭」出張販売
- 12月2日 水上村商工会主催「お嶽さん参り」懇親会料理提供(水上荘)
人吉球磨物産展くまっこ市場出張販売(～3日、人吉市)
- 6日 びぶれす熊日広場出張販売(～7日)
会場にて「プロジェクトみずかみ」鹿クッキー試食会同時実施
- 8日 ゆめタウン光の森出張販売(～10日)
会場にて「プロジェクトみずかみ」鹿クッキー試食会同時実施
- 15日 ゆめタウンはまぜん出張販売(～17日)
- 20日 社員集合研修(キャンプ場)
- 21日 山の幸館ハムギフト販売(実績153箱・売上446,825円)
- 26日 物産館出荷協議会役員会(物産館19:00～)
- 29日 グランメッセ熊本「くまもとの朝市大集合」出店(～30日)
- 31日 山の幸館年越しそば配達
(生そば:実績834パック・売上209,000円
郵便局エクスパック:実績84パック・売上135,700円)
- 1月1日 元湯元旦営業実施
2日 初商、各施設にてぜんざい・甘酒の振る舞い
- 5日 ゆめタウン光の森出張販売(～7日)
- 7日 山の幸館「七草がゆ振る舞い」
- 11日 鏡開き、各施設にてぜんざい振る舞い
- 12日 ゆめタウンはまぜん出張販売(～14日)
- 14日 柳もちづくり、各施設に飾りつけ
- 16日 第19回取締役会(山の幸館)
- 19日 グランメッセ熊本「鶴屋スペシャル」出店(～21日)
- 23日 出荷協議会新年会(水上荘)
- 25日 NTT物産展出店(～26日、熊本市)
- 27日 ゆめタウン八代出張販売(～28日)
- 2月2日 ゆめタウンサンビアン出張販売(～4日)
- 3日 節分大巻寿司のサービス(物産館)
- 9日 ゆめタウン光の森出張販売(～12日)
- 10日 バレンタインチョコ教室実施(山の幸館)
- 15日 全国直売所研究会(道の駅城北)
- 17日 ゆめタウンはまぜん出張販売(～20日)
- 19日 元湯ランの花展示開始(水上村湯山・木嶋さんよりご提供)
- 20日 日田市役所 研修受け入れ
- 21日 社員集合研修・桜商戦決起大会(キャンプ場)
- 23日 ゆめタウン八代出張販売(～25日)
- 3月1日 水の上の学校「ヤマメ釣り」受付開始
ゆめタウンサンビアン出張販売(～4日)
- 2日 びぶれす熊日広場出張販売
- 3日 人吉球磨物産展くまっこ市場出張販売(～4日、人吉市)
- 6日 出荷協議会役員会(物産館19:00～)
- 7日 人吉球磨地域観光マーケット(あゆの里)
- 8日 びぶれす熊日広場出張販売(～9日)
- 10日 ゆめタウン光の森出張販売(～13日)
- 16日 ゆめタウンはまぜん出張販売(～18日)
- 17日 桜まつり特別営業体制開始(テント販売、営業時間延長等)
- 21日 人吉球磨隠れりの逸品づくり出店(～22日、福岡・九州のムラ市場)
- 4月1日 第36回桜まつり会場内出店(前夜祭より)
- 6日 ゆめタウン光の森出張販売(～8日)
- 8日 「花まつり」各施設甘茶サービス
- 13日 ゆめタウンサンビアン出張販売(～15日)
- 19日 びぶれす熊日広場出張販売(～20日)
- 21日 ゆめタウン光の森出張販売(～22日)
- 27日 しゃくなげ公園出張販売(～5月6日)
- 28日 ゆめタウンはまぜん出張販売(～5月1日)
- 30日 「お嶽さん参り」前夜祭料理提供
- 5月2日 各施設「八十八夜新茶サービス」
- 5日 元湯「子供の日」菖蒲湯・子供入浴無料サービス
- 4日 ゆめタウン八代出張販売(～6日)
- 11日 ゆめタウンサンビアン出張販売(～13日)
- 12日 バラまつり出張販売(熊本県農業公園)
- 13日 「母の日」各施設プレゼント企画
- 18日 ゆめタウンはまぜん出張販売(～20日)
- 19日 バラまつり出張販売(熊本県農業公園)
くまこいダンスバトル料理提供
- 24日 びぶれす熊日広場出張販売(～25日)
- 26日 源流サミット開催(～27日、キャンプ場)
- 27日 出荷協議会総会(石倉)

株主資本等変動計算書

(平成18年6月1日～平成19年5月31日)

(単位：円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 他資本剰余金	利益剰余金 利益準備金	自己株式				
前期末残高	50,000,000			-4,815,208		45,184,792			45,184,792
当期変動額									
当期純利益				-6,042,649		-6,042,649			-6,042,649
当期変動額合計				-6,042,649		-6,042,649			-6,042,649
当期末残高	50,000,000			-10,857,857		39,142,143			39,142,143

株主資本等変動計算書（内訳）

(平成18年6月1日～平成19年5月31日) (単位：円)

	利益剰余金の内訳	
	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
前期末残高	-4,815,208	-4,815,208
当期変動額		
当期純利益	-6,042,649	-6,042,649
当期変動額合計	-6,042,649	-6,042,649
当期末残高	-10,857,857	-10,857,857

平成19年度第6期事業計画（案）

事業の基本方針

水上村の地域により密着した事業を展開し、村民から愛される施設づくりに邁進するとともに、地域の発展振興に寄与できるよう常に挑戦する姿勢を養う。

【主な事業内容】

- 6月 出張販売(ゆめタウン、びぶれす広場)
第4回社員研修旅行(伊万里・福岡方面)
- 7月 出張販売(ゆめタウン各店舗)
物産館出荷協議会研修(菊陽町、西原村)
市房山キャンプ場 そうめん流し・マスつりばりオープン
中元ギフトキャンペーン
4周年お客様感謝イベント(夜市開催、出荷協議会協賛)
- 8月 出張販売(白水公園、人吉球磨物産フェア)
(株)みずかみ 第5回定時株主総会
- 9月 出張販売(ゆめタウン、岩野川内地区)
敬老の日 元湯お年寄り無料入浴
- 10月 出張販売(びぶれす熊日会館、NTT物産展(熊本市)、
物産館・山の幸館合同・農業フェア(県農業公園))
「新米フェア」開催
- 11月 出張販売(びぶれす熊日会館、白水公園)
市房自然塾 キャンプ場)
「新そばフェア」「いちごフェア」開催 紅葉運動企画)
勤労感謝週間 元湯回数券割引販売

- 12月 出張販売(びぶれす熊日会館、くまこ市場 物産販売連絡協議会)
くまもとの市大集合(グランメッセ熊本))
お歳暮ギフトキャンペーン
社員集合研修
物産館水の上の市場 クリスマスお食事会
キャンプ場・クリスマスイベント開催
- 1月 出張販売(ゆめタウン)
お客様振る舞い(七草、鏡開き、柳もち)
元湯元旦営業
- 2月 出張販売(ゆめタウン、NTT物産展(熊本市))
社員集合研修
バレンタインチョコ教室
- 3月 「湯山温泉桜まつり」特別営業体制
村内臨時出店・出張販売
- 4月 出張販売(びぶれす熊日会館、ゆめタウン各店舗、白水公園)
山開き、お嶽さん参り
- 5月 出張販売(びぶれす熊日会館、ゆめタウン各店舗、山江SA、
人吉温泉球磨焼耐まつり)
母の日プレゼントセール

【観 光 事 業】

1. マイクロバスを利用した送迎および観光事業の推進
2. 新聞、テレビ、雑誌等マスコミへの情報提供、掲載、ラジオ出演
3. イベント等開催時のダイレクトメール発送
4. 水上村の自然を中心とした写真の各施設への掲載(お客様向け観光PR)
5. 自社及び水上村ホームページを利用した広報活動
6. 人吉球磨販売施設連絡協議会と連携した営業活動の拡大
7. びぶれす熊日会館での水上村キャンペーン活動

上球磨森林組合現業職員募集について

下記のとおり募集いたしますのでご希望の方は申し込み下さい。

- 募集人員 3名(加工部門2名、共販部門1名)
- 応募資格 35歳以下で水上村及び湯前町在住者、又は採用後在住できる方
- 勤務時間・休日 上球磨森林組合就業規則による
- 給与・賞与 上球磨森林組合給与規則による
- 選考方法 面接にて(面接日については後日応募者に通知)
- 募集締切日 平成19年12月20日(健康診断書、履歴書を持参下さい。 郵送の場合は当日までの消印有効。)

詳細について知りたい方は 44-0344又は組合事務所までおいでください。



秋空のもと 「第5回」えびす祭り

十月二十一日（日）、水上村商工会青年部主催による「第5回えびす祭り」が開催されました。岩野えびす堂で神事後、村民体育館前駐車場に移動し、ダンスやバンド演奏などさまざまな催し物が行われました。当日は天気も良く、たくさんの方が訪れ終日賑わいました。

「石倉交流施設」の利用について (お知らせ)

本年4月にリニューアルオープンした湯山「石倉」も半年を過ぎ、皆様方には様々な会合やイベントでご利用頂いています。

つきましては、今後も村民の皆様にご多く「石倉」をご利用頂きたいと思っておりますので、個人、団体を問わず利用を希望される方は、水上村役場企画観光課（44-0312）までご連絡下さい。

区分	使用料金			備 考
	4時間未満	4時間以上 8時間以内	8時間を超えて 1時間毎の追加料金	
石倉ホール	無料	無料	無料	村、教育委員会及び公共の団体が使用する場合
	1,000円	2,000円	300円	上記以外で村民が使用する場合
	2,000円	4,000円	500円	営利、宣伝を目的とする場合及び村外の者が使用する場合
調理室 (休憩室含む)	無料	無料	無料	村、教育委員会及び公共の団体が使用する場合
	200円	400円	100円	上記以外で村民が使用する場合
	400円	800円	200円	営利、宣伝を目的とする場合及び村外の者が使用する場合

附記

- 1 利用時間については、22時までとする。
- 2 石倉ホールと調理室（休憩室含む）を同時に使用した場合の使用料金は、合算した料金とする。
- 3 使用料金には、電気、水道、ガス代を含む。
- 4 その他、石倉使用について必要がある場合には協議の上決定する。

よくわかる 農業者年金 | No. 2

保険料はいくらですか？ どのような年金を受け取れますか？

保険料の額は自由に決められる！ 年金は生涯受給できる！

保険料は、加入者自らが月額2万円～6万7千円の間で自由に決められ、農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

年金の種類には、①自分が支払った保険料とその運用収入を基礎とする農業者老齢年金と②保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする特例付加年金があり、原則65歳から生涯支給されます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。農業者年金は若い時ならお一人の加入で、ある年齢からは夫婦二人の加入で、厚生年金並みや老後生活の安定に役立つ年金額が見込まれます。

農業者年金の年金支給額の試算

<保険料月額2万円で、付利率3%の場合>

加入年齢	納付期間	年金試算額（年額）	
		男性	女性
20歳	40年	113万円	98万円
30歳	30年	71万円	62万円
40歳	20年	40万円	35万円
50歳	10年	17万円	15万円

65歳までの付利率率は3.0%、65歳で裁定した以降の予定利率は1.75%で計算していますが、運用成績により年金額は変動します。

農業者年金には、税制面でどんなメリットがありますか？

入口から出口までの優遇措置！ 所得税・住民税が節税に！

加入者が支払った保険料は、その全額（1人当たり最大80万4千円）が納税申告する際に社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15～30%程度になります。

また、保険料など年金資産を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。つまり、公的年金として、入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

保険料支払いによる節税効果（所得税・住民税）試算

税率	加入者の支払った保険料が		
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

詳しいことは、お近くの農業委員・事務局へおたずね下さい。

水上村農業委員会
Tel:44-0314 Fax:44-0662



ご存知ですか！自動車事故被害者援護制度

交通遺児等育成資金

得率行政法人自動車事故対策機構では、保護者が自動車事故で死亡、または重度の後遺障害（自賠法3級以上）となった被害者の家庭の遺児などの健全な育成を図るため、育成資金の無利子貸付を行っています。

貸付対象者 0歳から中学卒業までの児童

貸付金 一時金 15万5千円

月額 2万円

入学支度金 4万4千円

貸付期間 貸付決定月から中学校卒業まで

返還方法 20年以内の均等払い（月払い）

（高校・大学への進学者はその間返還猶予）

重度後遺障害者への介護料支給

自動車事故により、脳・脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の精神的・肉体的並びに経済的負担の軽減を図るため、介護料を支給しています。

支給対象者 自賠責保険（共済保険）の等級が

種別	H14.4.1以降の事故	H14.3.31以前の事故
常時介護	「第1級1号」または「第1級2号」	「第1級3号」または「第1級4号」
随時介護	「第2級1号」または「第2級2号」	「第2級3号」または「第2級4号」

介護料 月額 58,570円～136,880円

29,290円～54,000円

ただし、介護に要する費用（訪問看護・介護用品購入等）の負担に応じて、上限額までの範囲内で支給します。

お問い合わせは、独立行政法人 自動車事故対策機構 熊本支所

(096)322-5229

税務署からのお知らせ

平成19年11月1日から、熊本県内税務署の電話の受付が自動音声案内に変わります！！

税務署の代表電話に電話をされますと、自動音声でご案内します。アナウンスされた番号を選択していただくと、電話相談センター（音声案内『1』）又は税務署（音声案内『2』）におつなぎします。



税務署の代表電話へ電話をかけます。

自動音声でご案内します。

音声案内に従って、ご希望の番号を選びます。

国税に関する一般的なご相談の方は 番号『1』 『電話相談センター』へ

税務署からの照会・お尋ね・納付相談などの個別のご相談の方は 番号『2』 『税務署』へ

『電話相談センター』では、担当者が税目別に対応しますので、ご希望の番号を選びます。

番号『1』 年金や給与又は事業などの「所得税」に関するご相談

番号『2』 「相続税」や「贈与税」又は個人の方が土地や建物、株式等を売却した場合のご相談

番号『3』 「法人税」や「源泉所得税」又は年末調整などに関するご相談

番号『4』 「消費税」や「印紙税」などに関するご相談

番号『5』 その他のお問い合わせやご不明の場合

電話相談センターへは、直接電話をすることができます（直通電話：096-355-0014）

内容により税務署へ電話をおかけ直しいただく場合があります。

「税」に関する作品全国表彰!!!

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞 水上中学校一年 雨森大地君

人吉球磨租税教育推進協議会では、子どもたちの租税教育推進の一環として、平成十九年度「税」に関する作品の募集が行われました。

本村の児童・生徒からも習字・作文・標語・ポスターなどの多数の作品の応募があり、水上中学校一年雨森大地君が、人吉球磨管内では唯一「全国納税貯蓄組合連合会優秀賞」を受賞されました。ここに作品を紹介します。

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

『税』初めて学習したこと

水上村立水上中学校

一年 雨森大地

僕は、日頃「税」消費税」としか考えたことはありませんでした。学校の夏休みの宿題で、この税についての作文を書くことになり自分で調べたり、家族と話し合ったりして、ずい分勉強になりました。

まずは、消費税について調べようと、母にレシートを何枚かもらいました。見てみるとスーパーのレシートには値段の横に「内」と書いてありました。これは各商品の金額の中に税が入っているということを知りました。

でも本屋のレシートには、

各金額の横に星印の付いているものも何もついていないものがありました。合計らんを見ると、品代・外税・内税品代と書いてあり、その金額を合計すると総額の合計と一致しました。消費税の表示の仕方も色々あるんだなと思いました。

次に、インターネットでも調べてみました。税の意義と種類について、知ることが出来ました。税の意義については、「税金は、国民の『健康で豊かな生活』を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の財源となる」とありました。

税の種類については、父や

母の給料から直接納められた住民税や所得税、会社が納める法人税、その他、温泉に入る時に払う湯税、商品代の中に含まれるたばこ税、酒税、ガソリン税、毎年一回納める自動車税などがあり、国や県市町村に納められているということを知ることが出来ました。

また、家族と税金の使われ方について話し合いました。祖父から聞いた話では、学校の校舎や体育館、給食センターなどの施設の建設費や教科書代、備品費、給食の材料代以外の費用に、税金が使われているそうです。

さらに、橋や道路、砂防ダム、落石防止壁河川堤防、港湾施設などがつくられ、人々の暮らしを守っているということも分かりました。

この話し合いをしながら、思い出したことがあります。

三・四年前弟が車に接触して救急車で運ばれてもタクシーのように料金がいりませんでした。その時、お金はいらないのかなと思ったことがありました。これも税金のおかげなのです。

それから、小学校中学年の頃、重い病気を患って一年間入院治療をしなければならなかった。不安でつらくて、苦しかったです。高価な投薬治療や個室への移動も何度もありました。その時の医療費も難病ということで、補助があつたと母に聞きました。つまり、ぼくも税金にお世話になっていました。

この作文を書くことで、ぼくたちの「健康で豊かな生活」は税のおかげだということがよく分かりました。

税務署への相談について

「電話相談センター」の開設に伴い、平成十九年十一月一日から、税務署でお受けする相談は次のようになります。

一 相談内容について、関係書類や事実関係などを、具体的に確認する必要があるもの

事前に相談日時の予約をお願いします。

二 税務署からの照会やお尋ね、還付金の振込時期及び納付の相談等

直接、お問い合わせください。

国税庁ホームページをご利用ください!

国税庁では、国税に関するさまざまな情報をホームページで公開しています。

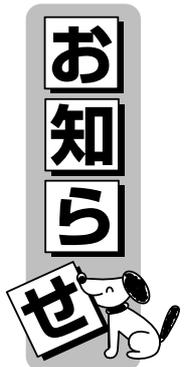
一般的な「よくある質問」については、タックスアンサーに多数掲載しています。

是非ご利用ください。

インターネットを利用して、パソコンや携帯電話からアクセスしてください。

国税庁ホームページのアドレス

<http://www.nta.go.jp>



熊本県小児救急電話相談事業について

熊本県では、子どもの急な病気に対する保護者の不安を解消するため、県下全域を対象として、夜間における小児救急に関する相談を受け付けています。

受付は、毎日、午後七時から午後十一時まで、相談員は看護師又は必要に応じて小児科医が対応しています。

電話番号は、(シャープ) 八〇〇番へただし、ダイヤル回線、IP電話、光電話からは〇九六―三六四―九九九九)です。

急な病気に関する応急処置や受診可能な医療機関についての情報を提供していますので、ご利用下さい。

里親制度について

里親制度は、家族や親子の様々な事情により家庭生活を送ることができない子どもに、家

庭的な環境を提供し、子どもを心身とも健やかに育てることを目的とする、児童福祉法に基づいた子どものための制度です。里親制度の詳細については、最寄りの児童相談所へお問い合わせください。

熊本県中央児童相談所

〇九六―三八一―四四五一

Fax 〇九六―三八一―四四二二

熊本県八代児童相談所

〇九六―三三三―四四二二

Fax 〇九六―五一一―〇三六二

皆さん、使ってみませんか。

新しく建設しました汚泥再生処理センターで出来た発酵堆肥です。今から栽培されます野菜、草花、樹木の肥料として使ってみて下さい。

肥料成分(目安)

チッソ(N) 33.9%

リン酸(P) 4.25%

加里(K) 0.26%

(1袋の容量は15kgです。)

価格 当面無料です。

連絡先

人吉球磨広域行政組合 汚泥再生処理センター

〒八六八―〇〇八五 人吉市

中神町一三四八―
〇九六―二二一―八五五八

元気の出る話

十二月五日(水)農事講演会

二時から 岩野公民館

講師：江崎 拓郎氏

熊本高校卒

創価大学法学部卒

某食品メーカーに勤務(役員)

秘書八年、企画室長八年)

平成四年自立(株)元(げん)総合研究所設立

平成十五年(株)あかたに村設立、代表取締役 村長に就任

現在、熊本スローフード協会

事務局長

水上村認定農業者会 事務局

四四一―〇三一四

Fax 四四一―〇六六二

keizai@mizukami-mura.com

全国一斉多重債務者相談ウィーク無料相談会

多重債務でお悩みの方の無料相談会を、下記のとおり開催します。弁護士や司法書士等による面談となり、事前予約のある方を優先します。予約をお願いします。

します。

十二月十四日(金)球磨地域振興局

十二月十五日は特設電話での

ご相談もお受けいたします。

(特設電話) 〇九六―三五四―六一一〇 十五日のみ設置

相談時間 午前十時～午後四時

予約・お問い合わせ先

熊本県庁 食の安全・消費生活課 (直通電話) 〇九六―三三三―一一九一

熊本県消費生活センター (電話) 〇九六―三五四―四八七五

熊本県多重債務者対策協議会、熊本県、熊本県弁護士会、熊本県司法書士会

県内千二百名の仲間と学びませんか!

平成二十年度第一学期放送大学学生募集

放送大学はテレビ(スカイパーフェクトV!)を利用して授業を行う正規の大学です。

【募集期間】平成十九年十二月十五日～平成二十年二月二十九日

【教養学部】全科履修生(四年以上在学し、学士を目指す学生)

選科履修生(一年間在学し、希望する科目を履修)

三科目履修生(六か月間在学し、希望する科目を履修)

人文・社会・自然・産業等の幅広い分野の科目(約三〇〇科目)から学べます。

十五歳以上であれば、誰でも選科・科目履修生に入学できます。

【大学院】修士選科生(一年間在学し、希望する科目を履修)

修士科目生(六か月間在学し、希望する科目を履修)

十八歳以上であれば、誰でも入学できます。

教養学部・大学院共に入学試験はありません。

資料請求・お問い合わせ先

放送大学 熊本学習センター

〒八六〇―八五五五 熊本市黒髪二―四〇一

熊本大学内

〇九六―三四一―〇八六〇

平成十九年度第三回危険物取扱者試験実施要領

財団法人消防試験研究センター

熊本県支部

消防法(昭和二十三年法律第一八六号)第十三条の五第一項の規定により熊本県知事から委

任された危険物取扱者試験を次のとおり行います。

一 試験の種類 甲種：乙種第一類、第六類：丙種

受験は一種類にかぎりません。ただし、丙種は甲種及び乙種との併願可能

二 試験の日時及び場所

(一)日時

平成二十年二月十七日(日)

甲種及び乙種危険物取扱者試験 午前九時四十分(着席)

丙種危険物取扱者試験 午後十二時四十分(着席)

(二)場所

熊本市

三 受験願書の受付期間及び場所

(一)受付期間

平成二十年一月七日(月)から一月十六日(水)まで

(郵送の場合は十六日までの消印のあるもの限り受け付けます)

(二)受付場所

財団法人消防試験研究センター

熊本市支部

千八六二一〇九七六 熊本市九品寺一丁目十一番四号(県教育会館内)

(三)受験願書の請求先
財団法人消防試験研究センター
熊本市支部

及び最寄りの消防本部(消防署)

(四)合格発表

平成二十年三月五日(水)

(五)問い合わせ

〇九六一三六四一五〇〇五

平成十九年度(後期)ビジネス・キャリア検定試験のお知らせ

ビジネス・キャリア検定試験

は、人事評価・人材開発やビジネス・パーソンのキャリアアップに一層活用できるように、従来のビジネス・キャリア試験の試験単位(ユニット)を、企業の職務内容に対応して大括り化するとともに、職務遂行に必要な実務能力を評価するため、試験問題の質量とも拡充するなど、企業実務に即した専門的知識・能力を客観的に評価する公的資格試験(能力評価試験)として平成十九年度から新たにスタートしました。なお、詳細については中央職業能力開発協会のホームページをご覧ください。

URL <http://www.bcjvada.or.jp>

平成十九年度後期試験は、次のとおり実施します。

【受験申請受付期間】平成二十年一月四日(金)～一月十六日(水)

【試験実施日】平成二十年三月二日(日)

【受験資格】受験制度はありません。(年齢や実務経験の有無によらず受験できます)

【後期試験分野】生産管理、企業法務・総務、ロジスティクス、経営情報システム、経営戦略。
お問い合わせ、資料ご希望の方は熊本市職業能力開発協会(総務・開発振興課)まで

千八六二一〇九五〇

熊本市水前寺六丁目五番十九号

熊本県住宅供給公社ビル二階

二〇一〇号

(〇九六)三八四一七七一

(FAX) (〇九六)三八四一七七一

高3(一)大人のための平成二十年『冬期海外派遣事業』

高3(二)大人のための平成二十年『春休み国際交流事業』

小学生(一)高校生のための平成二十年『冬期海外派遣事業』

小学生(二)高校生のための平成二十年『春休み国際交流事業』

参加者募集

高3(一)大人のための平成二十年冬期海外派遣事業 参加者募集
文部科学省所管の財団法人国際青少年研修協会では、青年海外派遣事業の参加者を募集しています。本事業は、語学研修やホームステイ、異世代との交流を通じて、見聞を深めると共に、国際的視野に立って物事を考え判断し、積極的に行動できる青年の育成を目指して実施いたします。

『冬期海外派遣事業』平成二十年二月下旬～三月上旬(十～十五日間)
内容：ホームステイ・語学研修・異世代交流・教育現場見学・ボランティア体験・文化交流等
派遣先：アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・カ

ンボジア

対象：高3(一)大人の方向

参加費：二十九万円(三十八万円八千円(共通経費二万円は別途))

締切：平成二十年一月十七日(木)申込先着順

小学生(一)高校生のための平成二十年 春休み国際交流事業

参加者募集
文部科学省所管の財団法人・国際青少年研修協会では、平成二十年春休みに青少年を対象に国際交流事業を実施いたします。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。

『春休み海外派遣事業』平成二十年三月二十六日～四月六日(八～十二日間)
内容：ホームステイ・イギリス・オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・フィジー・韓国
対象：小3(一)高3
参加費：十六万八千円(三十八万円(共通経費三万円は別途))
締切：平成二十年二月七日(木) 申込先着順

【詳細・問い合わせ・資料請求
国際青少年研修協会】
住所 〒一六〇〇〇〇四東京
都新宿区四谷二丁目一丁目ビル三階
〇三(三三五九)八四二一

FAX 〇三(三三五四)二二〇七

E-MAIL info@kskkor.jp

URL <http://www.kskkor.jp>

インターネットを使用されている方へ
役場の光回線をご利用になれます!!

一、設置場所 水上村役場(総務課前)

二、設置期間 平成十九年十一月一日～二十年三月三十一日

三、利用時間 午前八時三十分～午後五時三十分(毎日)

四、回線利用料 無料

五、その他

・回線の設置のみですので、パソコンは各自持参して下さい。(十二月より一台常設)
・利用者には利用簿を記帳してもらい、今後の参考とさせていただきます。

・利用者へのパソコン指導は実施しません。

・セキュリティの管理等は自己責任でお願いします。

・利用実態により、来年度以降の事業継続を検討します。

・二名まで利用することが出来ます。

・プリンターは接続していません。

・ご利用をご希望される方は、左記までご連絡下さい。

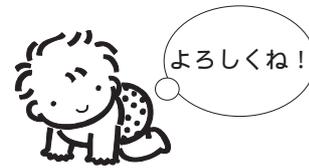
水上村役場 総務課

電話：四四一〇三一

赤ちゃん紹介



尾前 ^{ひろひさ} 裕悠ちゃん(男)
 (平成19年9月8日生まれ)
 水上村大字湯山
 父:重徳さん 母:ちどりさん
 明るく 元気よく たくましく
 育ててね!



平成19年度年末休日在宅医当番医

終日診療(午前9時~午後5時まで)

月	日	曜日	郡医師会	小児科
12	29	土	桑原医院・小林クリニック・兒玉医院・緒方医院 東病院・仁田畑クリニック・酒瀬川内科・古城病院 深水内科医院・増田耳鼻咽喉科クリニック	堤病院付属 九日町診療所
12	30	日	桑原医院・深水内科医院・増田耳鼻咽喉科クリニック	公立多良木病院 小児科
12	31	月	緒方医院・東病院・深水内科医院・そのだ医院	人吉総合病院 小児科

半日診療

月	日	曜日	郡医師会
12	29	土	渡辺医院(午前中)・高田内科医院(8:30~13:00) 犬童耳鼻咽喉科(午前中)・球磨村診療所(午前中) ほずみ皮膚科医院(午後2時まで)・犬童内科胃腸科医院(午前中) そのだ医院(午前中)・宮原医院(午前中) こんどう整形外科(9:00~14:00)・やまむら医院(9:00~16:00)
12	30	日	仁田畑クリニック(午前中)
12	31	月	球磨村診療所(午前中)

年始の当番医については、1月号でお知らせいたします。

12月のごみ収集…燃えないごみ 分別すれば 資源!

資源ごみ / 燃えないごみ						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

燃えるごみ: 3日・10日・17日・24日・27日

27日は、資源ごみ収集の日ですが、燃えるごみを収集します。

年末・年始のごみ収集は、変更になります。クリーンプラザへの持ち込み…

- ・12月30日(日)まで持ち込みできます。
- ・12月31日から1月3日は休業日で持ち込みは出来ません。

今月のごみ事情

ごみを減らす3つの行動!

- ゴミになる物を買わない。…家で使う物の包装は、断る。不用な物を買わない。
- 使える物は繰り返し使う…修理する。工夫し再利用する。
- 資源として再利用する…分別し、リサイクルとして出す。

家庭でできる温暖化対策

地球温暖化が深刻化しています。ライフスタイルを見直し、日頃から省エネを。



普通の電球だけでなく小型電球対応の口径のものもある。また、色の見え方も電球色、昼白色、昼光色があり、用途や器具に応じて選ぶことができる。

Q 省エネにはやっぱり電球形蛍光灯ランプですか？

電球形蛍光灯ランプのほうが白熱電球よりもエネルギー効率が高く、5倍も高いという。省エネを考えると、白熱電球形蛍光灯ランプに替えたほうがCO₂排出量もかなり削減されて、電気代もお得だ。購入時は白熱電球のほうが安いのが1年くらい使用すると、蛍光灯のほうが経済的。

省エネ・素朴な疑問。



人のうごき 平成19年10月末現在

今月の人口

男1,235人
 女1,382人
 計2,617人
 戸数..... 933戸

村花.....シャクナゲ
 村木.....スギ
 村鳥.....セキレイ



村花「シャクナゲ」

12月の行事予定

- 12月 2日 体協湯山支部駅伝大会
- 12月16日 球磨郡一周駅伝大会
- 12月29日 年末警戒激励巡回

予定ですので、変更になることがあります。

秋空のもと各地区で 収穫祭や秋祭りが行われる



餅投げ(川内秋まつり)

11月23日(金)川内地区では恒例の秋まつりが開催され、農産物品評会・餅投げや川内太鼓踊りの奉納などで終日たくさんの人で賑わいました。又、本野地区で、収穫祭が催され、こちらでも農産物品評会やゲームなどで秋晴れのもと楽しい一日を過ごされました。



農産物品評会(本野地区収穫祭)

元田 京一作品シリーズ

122



スイートピー(マメ科)

イタリヤのシシリー島原産。十八世紀はじめにイギリスに持ち込まれて、改良が進んだ。

日本名は、麝香連理草(ジャコウレンリソウ)という大層なもの。

花言葉: ほのかな喜び「門出」優し「思ひ出」永遠の喜び

(桃) 繊細「優美」

(白) テリケートな喜び